

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成20年10月6日、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「平成16年度、平成17年度、平成18年度、平成19年度のいずれかに行われた舗装工事及び法面工事施工実態調査に係る〇〇〇〇〇〇の提出書類及び県内部書類すべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成16・17・18・19年度舗装工事施工実態調査及び法面工事施工実態調査における〇〇〇〇〇〇提出書類及び県内部書類すべて」を特定した上で、①平成16年度、平成17年度、平成19年度の書類一式については未提出のため不存在、②平成18年度の提出書類についてはその一部が条例第7条第2号に該当することを理由として、③平成18年度の県内部書類一式は不存在のため、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年10月14日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年12月10日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成20年12月19日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を破棄し全部開示を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。
 - ・写真と書類が不足してなくなっている。全部さがして開示を求める。

- ・人の生命・生活を守り、公共の福祉向上のため、公益上の理由による裁量的開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

① 平成16年度、平成17年度及び平成19年度の書類一式

舗装工事施工実態調査及び法面工事施工実態調査は、県発注工事の入札参加を新規に希望する業者に対して行っていたものである。平成18年度に舗装工事施工実態調査及び法面工事施工実態調査に関する書類は提出されたが、平成16年度、平成17年度及び平成19年度には提出されておらず、平成16年度、平成17年度及び平成19年度の書類一式については存在しないため非開示の決定をした。

② 平成18年度の提出書類

平成18年度の提出書類のうち非開示としているのは、従業員の氏名、年齢、生年月日、本籍地及び写真等である。これは、個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものであり、また、公にされるものではないため、非開示とした（条例第7条第2号該当）。

なお、舗装工事施工実態調査及び法面工事施工実態調査の提出書類の保存年限は1年であり、平成18年度の提出書類については廃棄されていてもおかしくなかったが、まだ廃棄されていなかった文書を開示している。

③ 平成18年度の県内部書類一式

舗装工事施工実態調査及び法面工事施工実態調査は、県発注工事の入札参加を新規に希望する業者が提出するものであり、実施機関は提出された書類の内容の確認を行うのみである。よって、業者からの書類提出により実施機関が新たに書類を作成することはなく、県内部資料は作成していないため保有していない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成16・17・18・19年度舗装工事施工実態調査及び法面工事施工実態調査における〇〇〇〇〇〇に係る①平成16年度、平成17年度及び平成19年度の書類一式、②平成18年度の提出書類、③平成18年度の県内部書類一式である。

2 本件対象公文書①及び③の存否について

(1) 本件対象公文書①

実施機関は、本件対象公文書①については、不存在のため非開示とする本件処分を行っており、これについては、業者から提出されていないと説明する。

実施機関では、舗装工事施工実態調査及び法面工事施工実態調査は、県発注工事の入札参加を新規に希望する業者に対して行っていたとのことである。そうであれば、平成18年度に当該調査を行っていることから、平成16年度、平成17年度

及び平成19年度には当該調査は行われず、関係書類が提出されていないこと及び関連して県内部書類が存在していないことについては不合理とは認められない。よって、本件対象公文書①について不存在を理由に非開示とした本件処分は妥当である。

(2) 本件対象公文書③

実施機関は、提出された書類の内容の確認を行うのみで実施機関が新たに書類を作成することではなく、本件対象公文書③は作成していないため非開示とする本件処分を行っているとして説明する。

実施機関が当該調査の結果を踏まえ新たに書類を作成したと推測すべき事情が認められないことから、本件対象公文書③について不存在を理由に非開示とした本件処分は妥当である。

3 本件対象公文書②に係る条例上の非開示条項等について

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として非開示とすることを定めたものである。

また、条例第3条第1項において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

(2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

4 非開示条項該当性等の具体的検討について

上記3で示した非開示条項及び裁量的開示の規定を基準として、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否か及び公益上の理由による裁量的な開示が適用されるか否かについて検討する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件対象公文書②において非開示とされているのは、個人の氏名、年齢、勤務・経験年数、生年月日、入社年月日、顔写真、印影及び写真内の人物、並びに各種資格証等に記載された情報（個人の資格等の番号、氏名、生年月日、本籍地、住所、顔写真、有効期限、性別、所属建設業者、並びに有する資格及び根拠条文）である。これらは、いずれも条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であつて、特

定の個人を識別できるもの」に該当するものであることは明白である。

(2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

異議申立人は、条例第9条の適用による開示を求めているものの、同条が適用されるべき公益上の理由についての具体的な主張はなされておらず、本件対象公文書②において非開示とされている情報を保護する利益に優越する公益上の理由は特段見当たらないことから、条例第9条を適用する必要性は認められない。

5 その他

異議申立人は、開示された文書では不足してなくなっているものがあると主張しているが、実施機関においては舗装工事施工実態調査及び法面工事施工実態調査の提出書類の保存年限は1年で、本件開示請求の時点においては既に保存年限が経過していたものの、現に保有していたものを開示したとのことであり、また、開示された公文書以外に開示すべき文書を実施機関が保有していると認めるに足る事情が見当たらないことから、実施機関が行った開示について不合理な点があるとは認められない。

6 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年12月5日	実施機関から諮問を受けた。
平成21年1月23日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成21年3月11日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成21年4月1日	異議申立人から意見書が提出された。
平成21年4月24日 (審査会第2回目)	事案の審議を行った。
平成21年5月22日 (審査会第3回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成21年6月26日 (審査会第4回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成21年10月9日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成21年11月13日	

(審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成22年2月4日 (審査会第7回目)	事案の審議を行った。
平成22年3月15日 (審査会第8回目)	事案の審議を行った。
平成22年4月23日 (審査会第9回目)	事案の審議を行った。
平成22年5月28日 (審査会第10回目)	事案の審議を行った。
平成22年6月25日 (審査会第11回目)	事案の審議を行った。
平成22年7月29日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会長 中村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
藤 田 奈 美	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	